○四国地方整備局告示第三十四号

次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日　四国地方整備局長　奥田　晃久

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
高知市高須新町三丁目一〇三番一から同市本町五丁目一四四番地先まで（高知市高須新町三丁目一〇三番一から同市本町五丁目一四四番地先まで）	一般国道三十二号及び三十三号	電柱

図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第三十五号

次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日　四国地方整備局長　奥田　晃久

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
高松市中新町二番一〇から同市林町字坊城一五二三番一まで（高松市中新町二番一〇から同市林町字坊城一五二三番一まで）	一般国道十一号	電柱

図面縦覧場所　四国地方整備局及び香川河川国道事務所

○九州地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鹿屋市白水町一九八五番三から垂水市新城字濱迫四三八六番一まで	前	ＢＡ　八・七二～一五・〇〇	六九・五〇（メートル）　七・一四一（キロメートル）	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ｂ　一五・〇〇～一二七・〇〇	七・五二〇	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○北海道開発局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日　北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十八号及び二百三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
紋別市沼の上一七八番から同市小向七九番三まで	前	ＢＡ・Ｃ・Ｄ　九・五〇～一一・二五	一二四・三〇（メートル）　一・四〇五（キロメートル）	上記Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ及びＥは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＣ・Ｄ・Ｅ　一一・二五～一四九・八六	七・八九六	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

官庁報告

官庁事項

人事院公示第15号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成21年人事院公示第８号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年４月１日　人事院総裁　川本　裕子

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　（略）	1　（略）
2　委任する権限及び所掌事務	2　委任する権限及び所掌事務
一　（略）	一　（略）
二　人事院規則８―12に規定する次に掲げる事項	二　人事院規則８―12に規定する次に掲げる事項
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
(5)　第９条第４項の規定に基づき、人事院が定めることとされている内部部局又はこれに準ずる組織について定めること、特定機関における採用に支障があると認めること及び人事院が指定することとされている採用候補者名簿を指定すること。	(5)　第９条第４項の規定に基づき、人事院が定めることとされている内部部局又はこれに準ずる組織について定めること。
(6)～(32)　（略）	(6)～(32)　（略）
二の二・三　（略）	二の二・三　（略）
3・4　（略）	3・4　（略）

2　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。